

前趙と後趙の成立

——五胡十六国時代における匈奴漢崩壊後の政治史的展開——

小野 響

一. はじめに

五胡十六国時代に匈奴屠各の劉淵が三〇四年に建国した漢^①と、劉淵の族子の劉曜が三一八年に国号を漢から改めて成立した前趙は、多くの場合“漢趙”や“前趙”として併称され同一の国として扱われる。これは現代の研究上に始まった事ではなく、すでに『十六国春秋』が前趙録として劉淵から劉曜までの事績を一括りにしている^②。また劉曜の時代に編まれた『漢趙記』なる歴史書も存在する^③。しかし、漢と前趙の間には一見してわかる通り、国号の変更という大きな変化が存在している。果たしてこれを考慮せずに、漢趙国として論ずることが可能なだろうか。また時に両趙として言い表される前趙と後趙であるが、確かに前趙と後趙は同時期に成立しているとはいえ、両趙と称した時の前趙に漢を含む事が果たして妥当な見解であるのか。本論はこの疑問を出発点とし、何故漢から趙へ国号が変わったのか、その変化が何を齎したのかを考察し、それが五胡十六国研究の上に、如何に位置づけられるのかを指摘するものである。

上記の問題関心にこたえるため、まず漢という国家が如何なるものであったのかを、先行研究を踏まえて整理する。

二、漢の成立と西晋との対立

劉淵は三〇四年に漢王を称し漢王朝及び蜀漢を継承する事を宣言している^④。この事からわかるように劉淵は漢王朝を継承する事を念頭に置いており、それがいわば大義名分として機能していた。それは漢の宗廟に前漢の高祖劉邦らが三祖五宗として祀られている事からも指摘できよう^⑤。また前掲注④に引いた史料にも見えるように、建国最初期の漢では、丞相・御史大夫・太尉という前漢の三公を設けている。つまり劉淵は国号として漢の名称を用いつつ、その名号が自らの出自と矛盾しないように漢王朝と自身を結びつけている。匈奴でありながら、漢王朝宗室劉氏の血を引くという匈奴劉氏の持つ二面性故にそれが可能となった。そして劉淵は三〇八年には皇帝を称す^⑥。この時、劉淵は後漢最初期の三公である大司馬・大司徒・大司空を改めて設置している^⑦。同じように漢王朝をモデルにしているのであるが、その内容には若干の変化があることが窺える。

劉淵は漢を名乗る事により西晋に対して明確に対立する意思を示したと言える。荒木均二〇〇一では、劉淵が匈奴単于を名乗るだけでは西晋の支配を脱する事が出来ず、だから王や皇帝を号して、西晋と対等に天下を争おうとしたとしている。また荒木氏は単于号のみでは漢人の支持が得られなかったとも指摘しており、この二つの指摘は

大いに示唆を含むものであろう。つまり劉淵にとつての対立軸というのは西晋であり、劉淵が率いた国家というのは匈奴をも含めた多種族による混成集団であつたと言えよう。^⑧そしてその混成集団を西晋と対立させるために、漢という国号や王、皇帝という称号を用いたのだと考えられる。また漢という国号を用いた事は、劉淵の支配下に漢族が流入してきていたことも大きく関係している^⑨。

ただし王、皇帝という称号は、主として漢族に対する名分として機能するものであつた。では、いったい非漢族に対しては如何なる称号を以て名分を主張したのかというと、それは大单于である。大单于という称号に關して言えば、劉淵が大单于を号した時と漢王を号した時が同一でない点に注目すべきであろう。論文末尾の年表をみれば分かるとおり、この二つの自称には二ヶ月ほどの間隔がある。先行研究では劉淵の西晋からの独立時期について、大单于自称の時と漢王自称の時と大きく二種の見解がある。それぞれにおける主たる記述は以下の如くである。

「この劉淵は永興元年（三〇四）当時、鄴に居住していたのであるが、国人を代表する大叔父で右賢王の劉宣らにより左賢王から大单于に推戴され、ここに魏晋両王朝により分割されていた南匈奴は再び自らの手で統合されたが、それは単なるかつて塞外にあつた匈奴国家の復活ではなく、あくまでも中国に内徙した南匈奴の中国の地における自立であり、（…後略）」（福原啓郎一九九五、三〇八頁）

「劉淵は自立すると、まず大单于を称して離石に都した」（谷川道雄一九九八、四五頁）

これらの諸先行研究は劉淵の独立を大单于と名乗つた時点に規定している。もう一方の見解は

「劉淵いよいよ自立の態度を決し、漢王と号して徒党を糾合するに至り、(…後略)」(岡崎文夫一九八九、一三七頁)
 「そこで劉淵は三〇四年一〇月、離石の左国城で漢王を称し、元熙と建元して独立し、ここに前趙が成立するのである。ところでこのときの国号は「漢」である。」(三崎良章二〇一二、五八頁)

であり、この二者に代表される見方は、漢王を称した時点を劉淵の独立と見做している。では一体どちらに劉淵の独立を規定するべきであるのか。

事実関係を整理すると、劉淵は左国城で大单于を称して匈奴的名称の制度を布いて離石に都を置いた後、再び左国城で漢王を号している。大单于を称した時点と漢王を称した時点の間は二ヶ月程の期間が存在し、その間に劉淵は衆五万を集めている^⑩。つまり大单于を称するのみであっても、一定の勢力を築いていた事は疑いない。従って劉淵は、大单于を名乗った時点で独立したと見做すべきであろう。西晋側にも劉淵の「反」は大单于を称した時であると認知されている^⑪。

大单于を称して独立し、その後すぐに漢王を改めて名乗っているという事は、この二つの称号はそれぞれ別の意義があつたと考えるべきではないだろうか。大单于は、鮮卑を攻めようとした劉淵を諫止する劉宣らの発言にも看取されるように、北方の非漢族集団を内包するべき存在であつた^⑫。従って、大单于を称するという事は、非漢族に対する自身の正当性の主張を狙つていたのであると認め得よう。また漢王を称するという事は、漢族に対する自身の正当性の主張を狙つたというのも充分に想定し得る。つまり劉淵は漢王と大单于を併称する事によつて、自身の正当性を漢族、非漢族の両者に主張したのである。漢の国号設定や、自身の出自を漢王朝に接続している事などから、劉淵は前述した匈奴劉氏の二面性のうち漢族的側面をより重点的に政治面で利用したと考えられる。但し大单

于を名乗った時点では、官制にかなり匈奴的な面を有していた点については留意が必要であろう。

劉淵が大単于のみを名乗っている段階では、彼は成都王頴を救援しようとしており、未だに劉淵と西晋との関係は断絶していない。この時八王の乱の最中であつた事は留意せねばならないが、少なくとも劉淵自身が成都王頴との関係が続いていると認識していた事は指摘できよう。西晋には「反」と見做されている事は前述のとおりだが、成都王頴が劉淵の行動をどう評価していたのは定かではない。ただ劉淵の成都王頴救援が両者の個人的関係に起因するとしても、劉淵が未だに西晋をいけば仮想敵のような形で対立軸に設定していない事が窺えよう。

しかし漢王を名乗った時点より、劉淵が西晋と対立する事は避けられない。従つて、劉淵の大単于を称した時期と、漢王を称した時期がずれている所以は、周辺勢力との関係性を考慮した上での行動だからではないだろうか。つまり王号、皇帝号を用いれば、ほぼ確実に西晋と連携する道は絶たれる。特に皇帝号については、「天に二日無し」という漢族側の思想^④に抵触するため、対立関係は避けられなくなる事は明白である。劉淵には漢籍の素養もあり、その事を知らなかつたとは考えがたい^⑤。劉淵が大単于を名乗った時点では、西晋朝廷や鮮卑拓跋部の他にも王浚ら事実上軍閥化していた集団等の諸勢力が周辺に存在していた。自身を含めた各勢力の力関係を考慮した上で、劉淵は徐々に自身の称号を変化させていき、最終的に皇帝を名乗るに至つたのであろう。それぞれの称号の性質を考慮すると、劉淵が西晋と明確に対立すると決めたのは漢王を称した時だと言える。何故ならば、漢王朝の継承を主張する事は、西晋の拠つて立つ後漢↓曹魏↓西晋という禪讓による継承の流れと対立する事になるからである。つまり、漢王朝を持ち出した時点で、理念的には劉淵と西晋は相容れない存在となる。但し、この見解は正統王朝の系譜をどう歴史的に評価するかという事が主眼ではなく、あくまで当時の政治状況を鑑みた上で、どのような事が最も有効であつたかを模索した結果であらう^⑥。また大単于自称と漢王自称の時期が二ヶ月しか離れてい

ないのは、劉淵の大单于自称の時点で西晋側に「反」と見做されている事や、劉淵の下に多くの漢族が流入している事が、少なからず影響しているとみて大過ないであろう。つまり、大单于を称した時点で西晋との対立は避けられないと知るや、劉淵は漢王をも称して自集団内外の漢族に自身の正当性を主張したのである。

以上に漢の成立と劉淵と西晋の關係、各称号の分析を行った。その後の漢の展開と、漢における最も特徴的な制度である胡漢分治、单于台についての概要及びその考察を次章で行う。

三. 漢の沿革と单于台

劉淵の末年(三一〇年)に劉淵の息子である劉聡が大单于となり、都である平陽の西に单于台が設置された。¹⁷⁾ 单于台の設置は胡漢分治の中核的役割を果たしたとして、五胡十六国時代の研究上重視されてきている。例えば三崎良章二〇一二では、漢族と非漢族を同化させずにそのままの形で統治する胡漢分治は、大なり小なり後発の五胡諸国に影響を与えている重要事であると指摘されている。その後(三二一年)永嘉の乱を経て、漢は中原地域を領有するに至る。三二三年に長安にて司馬鄴(愍帝)が即位し、西晋の旧勢力の糾合を行う。三二四年には漢において制度の整備が行われ、单于台に单于左右輔が設けられるなどの制度整備が行われた。¹⁸⁾

单于台や胡漢分治に対しては多くの先行研究がある。以下に引用、まとめを行うが、先行研究の言う前趙や漢趙は、全て本論で述べているところの漢と前趙を総称したものである。まず谷川道雄一九九八は、本来の单于制度に

立ち戻つたときまでは言えないが、「大单于は非漢族系人民の最高首長としての実質を回復し、そのための行政機構をも具えるに至つた。」(五一頁)とする。韓狄二〇〇一は、漢のそれに限らず五胡諸国全体の单于制度を論じていて、大单于が当該時代の民族意識の中心的役割を果たしたものであるとまとめる。劉学鈺二〇〇一では、漢の大单于を、王位継承者の就任する、非漢族をまとめる存在であつたとし、胡漢分治を行つていたとしている。周偉洲二〇〇六は单于制度によつて漢魏以来の制度を補い、单于台は少数民族を統治するとともに、軍事組織の面も兼ね合わせ軍の主力を担う機関でもあつたと位置づける。また单于左右輔はかつての左右賢王であり、前趙で再び左右賢王に改称されているとする。陳勇二〇〇九bは左右司隸を以て五部匈奴を管理し、单于台が五部匈奴以外の非漢族を管理していたと言う。ただ陳勇氏のこの見解に従うならば、五部匈奴の人口が四十三万戸に達する。一戸を何人と数えるかは定かではないが、一戸一人と最少人数で考えたとしても、劉淵拳兵直前の時点で二万を超えるか超えないかであつた五部匈奴が、十年で二十倍以上の増加を遂げている事になる。この十年間で漢に合流した五部匈奴が存在した事は事実であろうが、戦争を続けていたこの間に、これほどの数が増加したとは認めがたい。陳琳国二〇一〇は劉淵が就任していた時期、劉淵の死後、劉曜の時期の三段階に分けて理解しようとして試みている。また大单于については非漢族を統治する重要な官職であつたという点では諸先行研究と同様とし、左右司隸に関しては州郡県制の変種としている。三崎良章二〇一二では「このような(前掲注⑧)制度整備を指す。筆者注記) いわば二重統治体制あるいは民族分治は、それまでの中国王朝や遊牧国家には見られない新たな体制であり、以後の「十六国」の国家体制のモデルともなつた」(五九頁)と評している。

前述した三二四年の制度整備を含めた单于台についての諸先行研究に共通しているのは、大单于が概要なものである事、非漢族を統治した事の二点である。ただし、この制度整備はいずれの先行研究においても、胡漢分治の中

の一事象として扱われており、特に单于左右輔の設置に重点が置かれている。しかしいずれの研究においても、その細部まで検討する事は少ない。

まず注目すべきは左右司隸と单于左右輔が同格として扱われている点と、单于台の設置と单于左右輔の設置の同時的^④なことから、单于台を含めた麾下の人民統治の手法に何らかの改革が加えられたと思われる点である。具体的には、「右司隸部の人」などの記述^⑤から考えると、この制度には魏晉の五部匈奴統治の援用と思われる点が見られる。かつて曹魏は匈奴を五部に分割統治した。所謂五部匈奴統治であるが、漢の左右司隸、单于左右輔の四部分割も同質の政策といえよう。

また、併置され、同格の存在でもある左右司隸と单于左右輔は、同一線上の存在であると解釈する事が自然であろう。つまりこの官の設置により漢は自領内の全ての人民を胡漢に分割し、漢を左右司隸に、胡を单于左右輔にそれぞれ分割して管理したのではないだろうか。单于左右輔の設置のみを取り上げて、それを単に单于台設置の延長と見做すのではなく、人民管理の新たな手法として漢国内の人民を全て左右司隸、单于左右輔に所属するように割り振ったのだと考えるべきではないか。单于台設置当初と比べると、同じ胡漢分治という結果であるが、その手法が異なっているのだといえよう。司隸は通常首都近辺を指すが、そう解釈した場合漢の首都平陽近辺のみで四十三万戸の漢族が居住していた事になり、永嘉の乱直後であった事を考慮すると多すぎると言える。それは西晋代の司州が四十七万五千七百戸、并州が五万九千三百戸であった事からも窺い知れる。^⑥つまりここでの司隸は、司隸という名称であるが、漢の全人口であった可能性が高い。三崎良章二〇一二はこの改革を、民族分治を行った、漢族、非漢族の両世界に目を配った新たな体制作りと論ずるが、首肯すべき見解であろう。この胡漢分治という体制が漢に始まる事は、後述する後趙のような後発の国々で同様の事が行われた時、その淵源として重要な位置を占

める事を示している。

その視点に立つと、漢における单于左右輔及び左右司隸の設置は、単なる单于台改革にとどまらず、左右司隸と連動して国内における人民把握制度全体の改革と位置づけるべき現象と考えられる。これまでの单于台は、これまでに指摘されているように大单于によって非漢族を統率するものであったが、この改革によって漢族を管理する左右司隸と併置され、より体系的に胡漢を分別して人民把握をする事を狙ったのだと思われる。注②にあげたように「右司隸部の人」や「司隸部の人」という記述は、それが一種の本貫地のような機能を有していた事を窺わせる。そうであるならば、漢族と胡族は管理する官司が違い、ある程度地域的、政治的に分割されて存在していたといえる。しかし史料の制約もあり、どの程度具体的に分割されていたのかを明らかにする事は困難である。ただ漢において散見される官職名は漢王朝や魏晋を模したものが多いが、单于台や左右司隸についてはむしろ匈奴的な手法によって、人民把握を行っていると言つてよいであろう。これは胡漢両世界にまたがる新たな国家建設のために、先行する諸制度を参照しつつ、漢独自の制度も盛り込んだ結果であろう。その制度はあくまで独自のものであり、制度的な面では胡漢を併置させた制度を施行していたと言えよう。

では何故この改革が行われたのであろうか。これまであまり顧みられることのなかったこの問題に対して私見を示すならば、永嘉の乱を経た漢は、西晋に替わる中華として漢を位置づける必要性があった。後に漢はしばしば長安の愍帝政権に敗北しているが、この時点では長安に残る殘党勢力程度と認識していたと思われる。そこで漢は西晋がもはや亡んだとして、改めて自身の正当性を主張していった。そこで劉聡は漢を胡漢両世界に跨る新たな国家と位置づけようと考えたのであろう。これは漢成立が対西晋を意識していた事を考えると、大きな路線変更である。西晋がなくなつたと漢が見做した後の国家の在り方を、西晋式でも匈奴式でもない、両者を並列させた独自の国家

体制に求めている。この点は劉淵期と比して、漢の在り方に大きな変化が起きている事の証左である。

その後、漢は長安の愍帝政権を降すものの、外戚の靳準のクーデターにより滅びる。そして前趙と後趙の台頭を招くのであるが、それについては次章で考察する。

四、前趙の成立と後趙との対立

前章では漢の沿革をなぞりながら、中でも特徴的な単于台制度について論じてきた。それを踏まえた上で前趙、後趙の考察を行い、漢との関係を論ずる。

まず前趙がどのように成立したかを簡略に述べる。三一八年六月に漢の皇帝の劉聡が崩御し、劉聡の子の劉粲が皇帝位を継ぐ。太宰・上洛王劉景ら多くの宗室が、外戚である靳準の言を受けた靳皇太后と靳皇后の暗躍によつて誅殺される。その後靳準が大將軍・録尚書事として漢の政権を掌握し、同年八月に靳準が従弟の靳明を車騎將軍に、靳康を衛將軍にそれぞれ任命する。靳準は同月にクーデターを起こして、皇帝劉粲を殺し靳準が称制する。所謂靳準の乱である。同年十月に長安に出鎮していた劉曜が漢の皇帝に即位する。同年一二月に靳明が靳準を殺し劉曜に降り、翌三一九年に劉曜が漢から趙に国号を改称する。これ以後を前趙と呼ぶ⁷⁾。

劉曜の国号変更時に行われた政策は、大きく分けて次の三点である。

『晋書』卷一百三 劉曜載記

繕宗廟・社稷・南北郊。①以水承晉金行、②國號曰趙。牲牡尚黑、旗幟尚玄、③冒頓配天、元海配上帝、大赦境內殊死已下。

①五行(火↓水)²⁸⁾

②国号(漢↓趙)

③祭祀(漢王朝の三祖五宗↓冒頓单于・劉淵)

この三点はそのまま漢と前趙の差につながる。また国号を改称する事と祖先を冒頓单于にする事は劉曜自身の発案である事からも分かる通り、劉曜の側にこそ、明確な漢との差を作り出す必要性があった事は、明らかであると言えよう。特に漢との大きな変化を指摘すると、前趙は西晋を認める立場をとり、魏晋を認めない漢とは断絶が存在する点と、漢王朝の宗室を祖先としていた劉淵らとは違って、冒頓单于を直接の祖先に掲げている点が挙げられよう。但し劉淵をも祀っている事などは、漢を完全に否定してはいない事を示しており、それはすなわち両国には連続面もあつたという事である。

西晋の五行を継承するという事は、前趙にとつて西晋は倒すべき敵ではなく、受け継ぐべき過去のものとなつたという認識である事を窺わせる。つまり西晋を対立軸として設定した漢とは違い、前趙は西晋の正当性を認め、それを継承する事によって自身の政権の正当性を確保しようとしているのである。漢と前趙では自身の正当性の位置づけや、西晋に対する態度に大きな隔たりがあると見えよう。またその変化は前趙の建国時より、主体的に行われ

た事である点は前述した。またこの正当性の主張は、やはり当時の政治状況を背景として、劉曜が有効な手段として採った方策の一つと解すべきであろう。

劉淵との対比をするならば、漢王朝の祖先祭祀を切り離したり、冒頓单于を持ち出したりしている劉曜は、劉淵と違って自身の匈奴的側面をより重点的に政治面で利用したと考えられる。そして漢族を相手とした正当性の主張は、西晋の継承を行う事によって解決しようとした。つまりこの時点で漢王朝宗室劉氏の血統というものは、実質的に切り離してしまっていると言える。この点、漢王朝との接続に重きを置いてきた漢の路線からは逸脱している。

では両者の差異はいつたい何故発生したのか。それは時代、周辺環境の差が影響しているのであろうと思われる。劉淵の独立時は、西晋が八王の乱の最中とはいえ未だに健在であり、劉淵が西晋を否定するには、後漢↓曹魏↓西晋という禪譲による継承関係そのものを否定するより他に有効な手段が無かった。一方の劉曜の国号変更時は、西晋が滅亡しており東晋の成立直後である。劉曜が本拠地としていた長安周辺は、かつて西晋愍帝と当時漢の將軍であつた劉曜が激しく争つた地であつた。その土地柄を考慮すると、劉曜にとつては西晋を否定するより、むしろ西晋はすでに滅び、自身がそれを継承したとする方が政治的に有利であつたと思われる。

また劉淵の対立軸として西晋があつたように、劉曜の対立軸としては石勒の存在があつた。劉曜の趙帝即位以前に劉曜と石勒が仲違いをおこしている。当時の石勒は漢国内では半ば独立的な行動をとれる程の勢力を築いており、また前述した斬準の乱の時には、劉曜と並んで斬準の討伐を期待される存在でもあつた。³⁴つまり劉曜は、漢の実力者である石勒より多くの人心を集める必要性があつた。特に石勒は非漢族であつたから、劉曜は何らかの手段によつて、非漢族に対する影響力をより強くする必要があつた事は疑いない。またこれまでの漢は西晋を主として外部勢力と抗争を繰り広げてきたが、劉曜は直前まで同じく漢の支配下にあつた集団とも争わねばならなくな

った。従つて劉曜は、石勒に対抗するために旧漢の勢力下への影響力を強める必然性があつたのである。⁵⁵⁾ つまり石勒と劉曜が争う中に、劉曜による国号変更と冒頓单于の政治的利用を位置づける事が可能ではないか。

冒頓单于を祭祀する事は、前述したとおり非漢族を主たる対象とした政策であると言えるであろう。つまり、劉曜は冒頓单于を持ち出して、自身の貴種性を非漢族に対して主張したのである。しかし、そうする事によつて、漢室の血統を前面に押し出す事が難しくなる。そしてそれは漢という国号を使用し続ける事が難しくなる事を意味する。だが漢という国号を変えてしまえば、漢族に対する正当性の主張に、別の論理を設けねばならない。以上の如き連鎖的展開の先に、劉曜による西晋の継承という手法が生み出されたのである。つまり石勒問題を起点として、前述した漢から前趙への変更三点は全て関連しているのである。極言してしまえば、石勒という存在が劉曜に漢の単純継承を断念させる原因の一つとなつたと言える。国号変更について附言するならば、劉曜は国号を変える事を主眼としているのであつて、趙に改称する事を目標としていたのではない事は史料より窺える。⁵⁶⁾

劉淵の主たる敵対相手であつた西晋は漢族主体であるのに対して、劉曜の主たる敵対相手であつた石勒は劉曜と同じく非漢族であつた事⁵⁷⁾が、劉淵と劉曜の自身の正当性の位置づけの違いの淵源となつているのである。この差が両国の西晋に対する態度を、名分的にも政策的にも変化させたと考えられる。漢は西晋と対立せねばならないが故に漢王朝を持ち出し、西晋の対立軸としての自身の正当性を主張したのである。対して前趙は西晋を過去のものとしてその存在を追認し、崩壊した漢と西晋を併せて自身に集約させるといふ形式をとつた。これは石勒問題を解決せんがために、連鎖反応的にこの形式にまで至つたのである。また血統に関しては漢室劉氏を切り離し、冒頓单于を持ち出している。これも非漢族の石勒に対抗するためである。劉淵を祖先と設定しながら、その手法に大きな隔たりがある点は注視すべき事象であろう。また附言するならば、漢と前趙においては支配領域、首都等地理的要因

も大きく異なる。この点も兩國の差を作り出す一要因足り得よう。

漢と前趙の間には単なる改革であるとか、君主の交替であるとか以上の変化が認められる。つまり周偉洲二〇〇六のように漢と前趙の間を「少しの改革」と評すのでも、内田吟風一九七五、谷川道雄一九九八、三崎良章二〇一二等のように漢と前趙を一括りの国家と見做すのでもなく、大きな断絶のあった一大転機と認識するべきであろう。そして漢趙国として併称すると、その本質を見誤つてしまふ事に繋がると考える。

その変化を齎したのは、とりもなおさず石勒の存在である。前述したように劉曜は、一旦漢の皇帝を名乗っている。そこから国号を変更するという事は、何らかの逼迫した事情があつて然るべきである。繰り返し述べているように、それが劉曜と石勒の対立である。漢は対西晋というものを念頭に置いて建国され、その西晋が減じた、と漢側が認識した後には改めて胡漢を包括した国家を目指した。しかし劉曜の代になり、非漢族である石勒との対立が起こり、対非漢族に重点を置いた前趙を生み出した。つまり漢と前趙では、王朝存立の枠組みそのものが、後漢（『蜀漢』漢という劉淵以下の漢の理解から後漢↓曹魏↓西晋↓前趙というような理解に変化している。そしてその変化に基づけば前趙の五行継承関係において漢は外されていると見做し得る。そのような思い切つた施策を採択せねばならないほど、石勒問題というのは大きな問題であつたという事が窺い知れよう。町田隆吉一九八〇は「前趙政権は西晋政権を先行する王朝と認め、これに代わつて天命を受けた正当な王朝であると主張しているのである。したがつてこの論理からは西晋政権の次に「漢」という国号の政権の入りこむ余地はないことになる。」と指摘するが、従うべき見解であろう。

ただ、前趙は十年たらずで事実上崩壊する。国号改称後、麾下の將の反乱や西戎、前涼との戦闘等が頻発する。その間に権渠や仇池を服属させたりしているが、勢力が徐々に衰退していったことは否定できない。つまり劉曜の

政策は前趙を存立させていく上で、それほど効果はなかつたと見做さざるを得ない。

その一方で石勒は劉曜と仲違いした後に趙王を称し、劉曜との対立姿勢を明確にする。成立直後より後趙は胡漢分治を更に押し進め、石勒が漢から独立して趙王を名乗った時には自ら大单于を名乗り、胡族に対する官職の設置や胡漢の訴訟の分離、胡族の呼称を「国人」とする事なども行っている^④。これは支配下の人民を胡漢の二グループに分別し、統治していた事を示しており、漢の左右司隸、单于左右輔設置による四部分割に類する政策であろう。ただ後趙では訴訟の分離など、より細緻に分治の様相がわかる。この点は重要であろう。胡漢分治は漢の特徴的な政策であり、これを強く継承しているのはむしろ後趙であると言える。その後も後趙の大单于は存在し続け、胡漢を包括した制度は後趙の滅亡まで続いたとみて大過ないであろう。後趙の最晩年に冉閔が「趙人」を率いて「胡羯」を誅した事は、後趙の胡漢分治が途切れることなく最後まで行われていた事を示すものである^⑤。劉曜の大单于設置が後手に回った事とは対照的な事象であると言えよう。前趙は漢の劉聡期における版図と比較するとその領域は狭く、前述の单于、左右司隸による分割統治のような大掛かりな人民把握を行う必要性に乏しいのも影響しているかもしれない。また劉学銚二〇〇一は少ない史料からの推察と前置きをしながら、劉曜期には左右司隸、内史の制度が衰退していた可能性を指摘する。

胡漢分治という点に注目すれば、漢の流れをくむのはむしろ後趙であり、政治史的な系譜は漢から後趙にも繋がっているとみるべきであろう。後趙の制度として左右司隸が置かれた事は史料上確認できないが、「趙人」と「国人」という形式で、胡漢分治が受け継がれている。対する前趙が積極的な单于台の設置を行っていない事を併せ考えると、やはり漢と前趙を一括りにするのではなく、それぞれを別個に見る事が重要であるといえる。また前趙と後趙の成立過程を見ると、後趙の制度に前趙の要素が無条件に混入するとは考えられない事は明白である。

五. おわりに

漢の建国時において、劉淵らは西晋に対抗する事を主眼としていたが、劉聡の代になって懷帝を捕え、洛陽及びその周辺を統治下に組み込んだ後は、胡漢分治を推し進めた新たな国家建設を行おうとした。この時期の漢は既存の制度を継承発展させ、左右司隸と单于台によつて胡漢分治をより体系的に行い、胡漢両世界を統治する新機軸を打ち出した。しかしこの新機軸は、完全な形では前趙には受け継がれていない。そしてそれは劉曜が漢の単純継承を為し得なかつた事に大きく起因する。劉曜にとつて石勒の存在は、自国の国号を変えねばならないほど強力な対抗手であつた。石勒が非漢族であつたため、劉曜は冒頓单于の末裔である事を前面に押し出し、他の非漢族に自らの貴種性を主張した。しかしその事によつて漢という国号が使い続けられなくなり、それに代わる漢族相手への正当性の主張には、西晋を継承する事によつて行つた。

本論では漢と前趙には連続面もあるものの、建国時の西晋に対する態度と、自身の正当性の位置づけという根本的な部分での転換や断絶も存在し、後趙への継承も考慮すると両国を一概に併称する事はいささか問題がある点を指摘した。谷川道雄一九九八は後趙を前趙の後継国家と位置づけるが、あくまで漢の後継国家であり、前趙をも含めてしまう事は避けるべきであろう。それは劉淵に対しては西晋、劉曜に対しては石勒という対立軸が存在し、それと連動して劉淵、劉曜がそれぞれ漢族と非漢族のどちらをより優先するかという点に影響した結果であつた。また後趙は前趙より明確に漢の胡漢分治を引き継いでいる。劉曜も石勒も元々は漢の臣下であつた事は同様であるが、

石勒の方がより強く漢の胡漢に対する政策を引き継いでそれを発展させていると考えられる。ではこの事が一体何を意味するのか。

本論の結論をふまえると、これまで漢趙国と後趙という立場から分析されていた漢、前趙、後趙の関係について、三つの国としてそれぞれの相関関係を考えながら分析を加える必要性が明白になった。つまり漢から分かれた前趙、後趙という新たな視座を示す事となろう。漢と前趙を切り離し、前趙と後趙を含めた三国で比較、考察していく事は、後発の五胡諸国の分析にも少なくない影響を与えると考えている。特に胡漢分治を共通項とした漢と後趙の関係は注視する必要があるだろう。つまり漢と前趙を分け、そして漢から後趙への政治的な連続面を見ていくことが、初期五胡諸国の政治史的展開を見ていく上で必要な事であると考えられる。特に胡漢分治という特徴的な政策は前趙を経ずに直接漢から後趙へと継承されている政策であり、その考察をする上で前趙を考慮に含むことは少なからず問題があるろう。またこの結論は漢、前趙関係の先行研究の修正を要求するものになる可能性も十分にあると考えている。

例えば園田俊介二〇〇四は劉淵が漢王朝の継承を強調しつつも、漢趙政権がかつての匈奴を指向していた事は、劉曜が冒頓单于を祀った事から明白であるとしている。しかし本論の理解に基づけば、劉淵が漢王朝の後継者を強調した事と、劉曜が冒頓单于を祀った事はそれぞれ別個の事情が存在した。つまり、劉淵は流入してきた者達も含めた漢族相手に、自身の正当性を漢王朝によって保証する政策を採った。それに対して、劉曜は石勒との対立を踏まえて、冒頓单于の祭祀や漢の国号変更を行わざるを得なかった。従って、劉淵の漢の継承と、劉曜期における祭祀の対象の違いはそのまま矛盾なく理解できよう。それによって漢と前趙の指向を一纏めに断ずる事はできない。つまり一概に漢趙政権の指向が、一様に匈奴であったとする園田氏の主張を、無批判に肯定する事はできないであ

ろう。また町田隆吉一九八〇でも指摘されている『漢趙記』における、劉曜を「今上」と称しながら、劉聡を諱で呼ぶ^④という事については、漢と前趙の間にある断絶面がそれを行わしめたのだと推察する事も、あながち不当であるとは言えないであろう。

本論では漢、前趙、後趙の建国及び、大きな意味での国家の在り方という点に議論が集中し、細かい制度等の部分に考察が及ばず、あくまで視座を提示するのみに終わってしまった。谷川氏の論じる宗室的軍事封建制を含めた兵権の問題等、当時の国家を見るうえで重要な事項については今後の課題としたい。またこの結論を踏まえて改めて後趙の分析を行う必要があるであろう。この点も本論で述べきる事が出来なかつたため、稿を改めて論じたい。

注

- ① 以下本論において、「漢」と表記した場合は五胡十六国時代の漢を指すものとし、「漢王朝」と表記した場合は前漢と後漢を総称した呼称とする。論題では煩瑣を避けるため「匈奴漢」という名称を使用した^①が、本論では五胡十六国の漢は「漢」で統一する。
- ② 『太平御覽』偏霸部所引の『十六国春秋』前趙録は劉淵を含んでおり、前趙には劉淵も含まれるというのが、『十六国春秋』を編纂した崔鴻の判断であつた事が窺い知れよう。

- ③ 前趙の和苞による歴史書。『史通』にも若干の記載がある。今日では散逸してしまっているが、逸文を見ると劉淵から劉曜までの歴史を記した史書であつたと思われる。なお逸文そのものについては湯球『三十国春秋輯本』や町田隆吉一九八〇、五胡の会二〇一二を参照。なお町田隆吉一九八〇は漢と前趙を分けて考察するも、それは『漢趙記』の分析の為であり、本論の主張する、当該時代の政治状況が両国の国号変化に影響しているという論旨とは重ならない点が多い。

『史通』卷十一 古今正史

劉曜時、平輿子和苞撰漢趙記十篇、事止當年、不終曜滅。

④ 『晉書』卷一百一 劉元海載記

永興元年、元海乃爲壇于南郊、僭卽漢王位、下令曰「昔我太祖高皇帝以神武應期、廓開大業。太宗孝文皇帝重以明德、升平漢道。世宗孝武皇帝拓土攘夷、地過唐日。中宗孝宣皇帝搜揚俊乂、多士盈朝。是我祖宗道邁三王、功高五帝、故卜年倍於夏商、卜世過於姬氏。而元成多僻、哀平短祚、賊臣王莽、滔天篡逆。我世祖光武皇帝誕資聖武、恢復鴻基、祀漢配天、不失舊物、俾三光晦而復明、神器幽而復顯。顯宗孝明皇帝・肅宗孝章皇帝累葉重暉、炎光再闡。自和安已後、皇綱漸頽、天步艱難、國統頻絕。黃中海沸於九州、羣闇毒流於四海、董卓因之肆其猖勃、曹操父子凶逆相尋。故孝感委棄萬國、昭烈播越岷蜀、冀否終有泰、旋軫舊京。何圖天未悔禍、後帝窘辱。自社稷淪喪、宗廟之不血食四十年于茲矣。今天誘其衷、悔禍皇漢、使司馬氏父子兄弟迭相殘滅。黎庶塗炭、靡所控告。孤今猥爲羣公所推、紹修三祖之業。顧茲阨閼、戰惶靡厝。但以大恥未雪、社稷無主、銜膽栖霞、勉從羣議。」乃赦其境內、年號元熙、追尊劉禪爲孝懷皇帝、立漢高祖以下三祖五宗神主而祭之。立其妻呼延氏爲王后。置百官、以劉宣爲丞相、崔游爲御史大夫、劉宏爲太尉、其餘拜授各有差。

⑤ 『資治通鑑』卷八十五 惠帝永興元年条

劉淵遷都左國城。〔考異曰、下云「離石大饑、遷于黎亭。」則是淵猶在離石也。按社佑通典、離石有南單于庭左國城。然則淵雖遷左國、猶在離石縣境內也。〕胡、晉歸之者愈衆。淵謂羣臣曰「昔漢有天下久長、恩結于民。吾、漢氏之甥、約爲兄弟。兄亡弟紹、不亦可乎。」乃建國號曰漢。劉宣等請上尊號、淵曰「今四方未定、且可依高祖稱漢王。」於是卽漢王位、〔劉淵、字元海。考異曰、帝紀、李雄・劉淵稱王、皆在十一月惠帝入長安後。華陽國志、李雄十月稱王、一本作十二月。三十國・晉春秋・十六國鈔皆在十月。今從之。〕大赦、改元曰元熙。追尊安樂公禪爲孝懷皇帝、作漢三祖・五宗神主而祭之。〔淵以漢高祖・世祖・昭烈爲三祖、太宗・世宗・中宗・顯宗・

肅宗爲五宗。〕

※〔内は胡註。但し音注のみの胡註は省いた。以下『資治通鑑』引用文については全て同様である。

⑥ 『資治通鑑』卷八十六 懷帝永嘉二年条

冬、十月、甲戌、漢王淵即皇帝位、大赦、改元永鳳。

⑦ 『晋書』卷一百一 劉元海載記

永嘉二年、元海僭即皇帝位、大赦境内、改元永鳳。以其大將軍劉和爲大司馬、封梁王、尚書令劉歡樂爲大司徒、封陳留王、御史大夫呼延翼爲大司空、封雁門郡公、宗室以親疏爲等、悉封郡縣王、異姓以勳謀爲差、皆封郡縣公侯。

⑧ 高橋亮介二〇一二において、高橋氏は「西晋末の動乱を経て多種族状態と化した自国の統治を安定軌道に乗せるべく、前後兩趙とともに「胡漢分治」を実施した。」と述べる(三〇頁)。なお高橋氏の言う前趙は、本論における漢と前趙を総称した呼称である。

⑨ 前掲注⑤ 『資治通鑑』卷八十五 惠帝永興元年条に「胡・晉歸之者愈衆。」とある。

⑩ 『資治通鑑』卷八十五 惠帝永興元年条

劉淵至左國城。(左國城、蓋匈奴左部所居城也。據晉書載記、光武建武之始、南單于人居西河之美稷、今離石左國城、單于居徙庭也。水經注曰、左國城在汾州之右、介休縣西南。社佑曰、左國城在石州離石縣。宋白曰、離石縣東北有離石水、因以爲名。)劉宣等上大單于之號、二旬之間、有衆五萬、都於離石、(離石縣自漢以來屬西河郡。)以聰爲鹿蠡王。(師古曰、蠡、音盧奚韻。鹿蠡王、卽仍漢時谷蠡王號也。谷、鹿字雖不同、而音則同耳。)遣左於陸王宏帥精騎五千、會潁將王粹拒東嬴公騰。粹已爲騰所敗、宏無及而歸。

『晋書』卷一百一 劉元海載記

王浚使將軍祁弘率鮮卑攻潁、潁敗、挾天子南奔洛陽。元海曰「潁不用吾言、逆自奔潰、眞奴才也。然吾與其有言矣、不可不救。」

於是命右於陸王劉景・左獨鹿王劉延年等率步騎二萬、將討鮮卑。劉宣等固諫曰「晉爲無道、奴隸御我、是以右賢王猛不勝其忿。

屬晉綱未弛、大事不遂、右賢塗地、單于之恥也。今司馬氏父子兄弟自相魚肉、此天厭晉德、授之於我。單于積德在躬、爲晉人所服、方當興我邦族、復呼韓邪之業、鮮卑・烏丸可以爲援、奈何距之而拯仇敵。今天假手於我、不可違也。違天不祥、逆衆不濟、天與不取、反受其咎。願單于勿疑。」

※下線部は筆者による

なお陳勇二〇〇九 a は当該機構を匈奴王号と、陳琳国二〇一〇は匈奴単于制と呼称する。

⑪ 前掲注⑩『資治通鑑』参照。

⑫ 『晋書』卷四 惠帝本紀

〔永興元年〕八月戊辰、(…中略…) 匈奴左賢王劉元海反於離石、自號大單于。

※ □ 内筆者補筆

⑬ 前掲注⑩『晋書』参照。

⑭ 『礼記』曾子問卷七

孔子曰「天無二日、土無二主。嘗禘郊社尊無二上未知。其爲禮也。(…後略)」

⑮ 『晋書』卷一百一 劉元海載記

幼好學、師事上黨崔游、習毛詩・京氏易・馬氏尚書、尤好春秋左氏傳・孫吳兵法、略皆誦之、史・漢・諸子、無不綜覽。

⑯ 劉淵が建国より曹魏、西晋を否定していた事は町田隆吉一九八〇に指摘がある。なお町田氏の言う建国は漢王即位のようであるが、明言はない。しかし町田氏の論は漢の王朝としての面を強調しているので、称漢王の時点を建国と解釈して大過ないであろう。

⑰ 『晋書』卷一百一 劉元海載記

聰爲大司馬・大單于、並錄尚書事、置單于臺于平陽西、(…後略)

⑱ 『晋書』卷一百一 劉聰載記

聰以劉易爲太尉。初置相國、官上公、有殊勳德者死乃贈之。於是大定百官、置太師、丞相、自大司馬以上七公、位皆上公、綠綬、遠遊冠。置輔漢、都護、中軍、上軍、輔軍、鎮、衛京、前・後・左・右・上・下軍、輔國、冠軍、龍驤、武牙大將軍、營各配兵二千、皆以諸子爲之。置左右司隸、各領戶二十餘萬、萬戶置一內史、凡內史四十三。單于左右輔、各主六夷十萬落、萬落置一都尉。省吏部、置左右選曹尚書。自司隸以下六官、皆位次僕射。置御史大夫及州牧、位皆亞公。以其子粲爲丞相・領大將軍・錄尚書事、進封晉王、食五都。劉延年錄尚書六條事、劉暹爲太師、王育爲太傅、任顛爲太保、馬景爲大司徒、朱紀爲大司空、劉曜爲大司馬。

⑲ 『資治通鑑』卷八十五 惠帝永興元年条

淵從祖右賢王宣謂其族人曰「自漢亡以來、我單于徒有虛號、無復尺土（事見六十七卷漢獻帝建安二十一年。從、才用翻。單、音蟬。）自餘王侯、降同編戶。（編、相聯次也。民謂之編民、亦謂之編戶者、言比屋聯次而居、編於民籍、無高下之差。）今吾衆雖衰、猶不減二萬、奈何斂首就役、奄過百年。（奄、忽也、遽也。）左賢王英武超世、天苟不欲興匈奴、必不虛生此人也。今司馬氏骨肉相殘、四海鼎沸、復呼韓邪之業、此其時矣。」（漢宣帝時、稽侯狝來朝、稱呼韓邪單于、光武時日逐王比內附、亦稱呼韓邪單于。）乃相與謀、推淵爲大單于、使其黨呼延攸詣鄴告之。（師古曰、漢書匈奴中貴種有呼衡氏、即今之呼延氏。）

⑳ 後掲【漢・前趙・後趙簡易年表（劉淵獨立（石勒皇帝即位）】参照。

㉑ 『晋書』卷一百一 劉聰載記

趙固郭默攻其河東、至於絳邑、右司隸部人盜牧馬負妻子奔之者三萬餘騎。平陽饑甚、司隸部人奔于冀州二十萬戶、石越招之故也。

聰宮中鬼夜哭、三日而聲向右司隸寺、乃止。

またこの史料より、左右司隸が役所を持った官であった事が窺い知れる。

②② 谷川道雄一九九八は、この単于機構の官僚制的整備を、ある意味では魏晉の五部統治と通ずるものと評する。

②③ 『晋書』卷十四 地理志上

司州。(…中略…) 州統郡一十二、縣一百、戶四十七萬五千七百。

并州。(…中略…) 并州統郡國六、縣四十五、戶五萬九千三百。

②④ 川本芳昭二〇〇二、二〇〇五、二〇〇八において川本氏は、五胡・北朝・隋唐という歴史展開の中に、夷狄であったものが「中華」になる点の特徴点として指摘している。また胡族君主が中国的な政治理念を受容し、自らを中華世界の正統と位置づける意識を懐くようになっていったとも論じている。

②⑤ 『晋書』卷五 孝愍帝本紀

(建興二年) 六月、劉曜・趙冉寇新豐諸縣、安東將軍索綝討破之。

秋七月、曜・冉等又逼京都、領軍將軍麴允討破之、冉中流矢而死。

②⑥ 『晋書』卷一百二 劉聰載記

聰假懷帝儀同三司、封會稽郡公、庾珉等以次加秩。聰引帝入譙、謂帝曰「卿爲豫章王時、朕嘗與王武子相造、武子示朕於卿、卿言聞其名久矣。以卿所製樂府歌示朕、謂朕曰『聞君善爲辭賦、試爲看之。』朕時與武子俱爲盛德頌、卿稱善者久之。又引朕射于皇堂、朕得十二籌、卿與武子俱得九籌、卿贈朕柝弓、銀研、卿頗憶否。」帝曰「臣安敢忘之、但恨爾日不早識龍顏。」聰曰「卿家骨肉相殘、何其甚也。」帝曰「此殆非人事、皇天之意也。大漢將應乾受曆、故爲陛下自相驅除。且臣家若能奉武皇之業、九族敦睦、陛下何由得之。」至日夕乃出、以小劉貴人賜帝、謂帝曰「此名公之孫、今特以相妻、卿宜善遇之。」拜劉爲會稽國夫人。

②⑦ 『晋書』卷一百二 劉聰載記 劉粲案

既嗣偽位、尊聰后靳氏爲皇太后、樊氏號弘道皇后、宣氏號弘德皇后、王氏號弘孝皇后。靳等年皆未滿二十、並國色也、粲晨夜蒸淫於內、

志不在哀。立其妻靳氏爲皇后，子元公爲太子，大赦境內，改元漢昌。雨血于平陽。

靳準將有異謀，私於竊曰：「如聞諸公將欲行伊尹、霍光之事，謀先誅太保及臣，以大司馬統萬機。陛下若不先之，臣恐禍之來也不晨則夕。」竊弗納。準懼其言之不從，謂聰、二靳氏曰：「今諸公侯欲廢帝，立濟南王，恐吾家無復種矣。盍言之於帝。」二靳承間言之。竊誅其太宰、上洛王劉景、太師、昌國公劉顥、大司馬、濟南王劉驥、大司徒、齊王劉勣等。太傅朱紀、太尉范隆出奔長安。又誅其車騎大將軍、吳王劉暹、驥母弟也。竊大閱上林，謀討石勒。以靳準爲大將軍，錄尚書事。竊荒耽酒色，游讌後庭。軍國之事一決於準。準矯竊命，以從弟明爲車騎將軍，康爲衛將軍。準將作亂，以金紫光祿大夫王延壽德時望，謀之于延。延弗從，馳將告之，遇靳康，劫延以歸。準勒兵入宮，升其光極前殿，下使甲士執竊，數而殺之。劉氏男女無少長皆斬于東市。發掘元海、聰墓，焚燒其宗廟。鬼大哭，聲聞百里。

準自號大將軍，漢大王置百官，遣使稱藩于晉。左光祿劉雅出奔西平。尚書北宮純、胡崧等招集管人，保於東宮，靳康攻滅之。準將以王延爲左光祿，延罵曰：「屠各逆奴，何不速殺我，以吾左目置西陽門，觀相國（卽劉曜）之入也，右目置建春門，觀大將軍（卽石勒）之入也。」準怒，殺之。

※○ 內筆者補筆

『晉書』卷一百三 劉曜載記

靳準遣侍中卜泰降于勒，勒囚泰，送之曜。謂泰曰：「先帝末年，實亂大倫，羣闖撓政，誅滅忠良，誠是義士匡討之秋。司空執心忠烈，行伊霍之權，拯濟塗炭，使朕及此，勳高古人，德格天地。朕方寧濟大艱，終不以非命及君子賢人。司空若執忠誠，早迎大駕者，政由靳氏，祭則寡人，以朕此意布之司空，宣之朝士。」泰還平陽，具宣曜旨。準自以殺曜母兄，沈吟未從。尋而喬泰、王騰、靳康、馬忠等殺準，推尚書令靳明爲盟主，遣卜泰奉傳國六璽降于曜。曜大悅，謂泰曰：「使朕獲此神璽而成帝王者，子也。」石勒聞之，怒甚，增兵攻之。明戰累敗，遣使求救于曜，曜使劉雅、劉策等迎之。明率平陽士女萬五千歸于曜，曜命誅明，靳氏男女無少長皆殺之。

⑳ 漢が火徳であった事を示す直接の史料はないが、漢王朝の継承を標榜し、漢室劉氏の系譜に自らを繋げた劉淵らが、五徳の運行において漢王朝を踏襲しなかつた蓋然性は低いだらう。

㉑ 『資治通鑑』 卷九十一 元帝大興二年条

漢主曜立宗廟、社稷・南北郊于長安、詔曰「吾之先、興于北方。光文（＝劉淵）立漢宗廟以從民望。（見八十五卷惠帝永興元年。）今宜改國號、以單于爲祖。亟議以聞。」羣臣奏「光文始封盧奴伯、〔晉成郡王穎封劉淵爲盧奴伯。〕陛下又王中山、中山、趙分也、請改國號爲趙。」從之。以冒頓配天、光文配上帝。

※ ○ 内筆者補筆

㉒ 町田隆吉一九八〇において町田氏は、劉淵を上帝に配する事について、劉淵は冒頓単于と並んで神格化されており、漢の皇帝としてではなくむしろ同族の祖として敬意が払われていると見做して良いであろうと指摘している。しかし西晋武帝は西晋宣帝を天に、西晋文帝を上帝にそれぞれ配しており、彼らは同族の祖であると同時に、西晋の事実上の建国者としての追尊が行われている。従つて劉淵について、一概に同族の祖とみなしてしまうのは難しいであろう。何故ならば劉曜から見て劉淵は直接の祖先ではなく、あくまで先行する王朝の創始者である。つまり劉淵が同族の祖という認識で劉淵を祀つたのか確証が史料上より窺い知れない。そうであるならば、やはり一概に同族の祖というのは首肯しかねる表現である。劉曜の場合は冒頓単于の血統は非漢族に対して、劉淵の血統は漢から流れてきた人たちに對して、自身の正当性を主張するために用いたのであろう。ただ、やはり冒頓単于を持ち出したことによつて、漢王朝との乖離は少なからざる。その為に劉淵の直系ではない劉曜が、自身の即位に正統性を持たせるために劉淵を持ち出したのではないだろうか。

『晋書』 卷三 武帝本紀

丁丑、郊祀宣皇帝以配天、宗祀文皇帝於明堂以配上帝。

③1 漢の劉氏は匈奴の血統を切り離し、漢王朝の宗室に直接自らの系譜を繋げていた。

『金石錄』卷第二十 偽漢司徒劉雄碑

公諱雄、字元英、高皇帝之胄、孝宣帝玄孫。值王莽篡竊、遠遁邊朔、爲外國所推、遂號單于。累葉相承、家雲中、因以爲桑梓焉。雄劉元海弟也。

③2 『晋書』卷一百四 石勒載記上

劉曜又遣其使人郭汜等持節署勒太宰、領大將軍、進爵趙王、增封七郡、并前二十郡、出入警蹕、冕十有二旒、乘金根車、駕六馬、如曹公輔漢故事、夫人爲王后、世子爲王太子。勒舍人曹平樂因使留任於曜、言於曜曰、「大司馬遣王脩等來、外表至虔、內覘大駕強弱、謀待脩之返、將輕襲乘輿。」時曜勢實殘弊、懼脩宣之。曜大怒、追汜等還、斬脩于粟邑、停太宰之授。劉茂逃歸、言王脩死故、勒大怒、誅平樂三族、贈脩太常。又知停殊禮之授、怒甚、下令曰「孤兄弟之奉劉家、人臣之道過矣、若微孤兄弟、豈能南面稱朕哉。根基

既立、便愆相圖。天不助惡、使假手斬準。孤惟事君之體當貧舜求瞽瞍之義、故復推崇令主、齊好如初、何圖長惡不悛、殺奉誠之使。帝王之起、復何常邪。趙王・趙帝、孤自取之、名號大小、豈其所節邪。」於是置太醫・尚方・御府諸令、命參軍鼂讚成正陽門。俄而門崩、勒大怒、斬讚。既怒刑倉卒、尋亦悔之、賜以棺服、贈大鴻臚。

③3 一例としては漢が洛陽を落とした直後に、石勒が漢の部将である王弥を殺害するが、石勒を恐れた劉聡は強硬な手段をとれなかった事が挙げられる。

『晋書』卷一百二 劉聡載記

尋而石勒等殺彌於己吾而并其衆、表彌叛狀。聰大怒、遣使讓勒專害公輔、有無上之心、又恐勒之有二志也、以彌部衆配之。

③4 前掲注②『晋書』卷一百二 劉聡載記 劉粲条

③5 ただそれは劉曜だけではなく、石勒にとっても同様であった。石勒は自立時に大单于を名乗っている。

『資治通鑑』卷九十一 元帝大興二年条

十一月、將佐等復請勸稱大將軍・大單于・領冀州牧・趙王、依漢昭烈在蜀・魏武在鄴故事、以河内等二十四郡爲趙國、太守皆爲內史・準禹貢、復冀州之境、〔時以河内・魏・汲・頓丘・平原・清河・鉅鹿・常山・中山・長樂・樂平・趙國・廣平・陽平・章武・勃海・河間・上黨・定襄・范陽・漁陽・武邑・燕國・樂陵二十四郡爲趙國。準禹貢、魏武復冀州之境、南至孟津、西達龍門、東至于河、北至塞垣。〕以大單于鎮撫百蠻、罷并・朔・司三州、〔晉未嘗置朔州、此罷朔州、未知誰所置也。〕通置部司以監之、勒許之。戊寅、即趙王位、〔石勒、字世龍。〕大赦、依春秋列國稱元年。

- ③⑥ 前掲揚注②『資治通鑑』を見る限り、劉曜の狙いは国号を趙に変える事ではなく、漢という国号の変更それ自体であったように思われる。つまり趙という名称に意味を見出すのではなく、国号の変更という事象にこそ意味を見出すべきであろう。趙という国号を設定する為のロジックも苦しいものがあり、この点からも国号変更そのものが主目的であったことが窺えよう。また羅新二〇〇四は劉曜の国号改称を、華北に割拠する石勒の後趙の合法性を否定するためのものであるとしている。このような側面があった事は否定できない事実であろう。

- ③⑦ 十八騎と呼ばれる石勒最古参の臣下にも非漢族と思われる人が散見され、また高橋亮介二〇一〇では、胡漢多民族国家であった後趙を運営する上で、石勒は麾下の非漢族の訴訟を非漢族に担当させた事を指摘している。

『晋書』卷一百四 石勒載記上

遂招集王陽・夔安・支雄・冀保・吳豫・劉膺・桃豹・邊明等八騎爲羣盜。後郭敖・劉徽・劉寶・張暄僕・呼延莫・郭黑略・張越・孔豚・趙鹿・支屈六等又赴之、號爲十八騎。

上記の内、呼延莫や支屈六はその名前から漢族でない事が明白であるし、支雄が月氏、王陽が烏丸人という指摘もある。詳細は高橋亮介二〇一〇註釈⑦を参照。

③8 町田隆吉一九八〇、四五頁

③9 前掲注③5 『資治通鑑』 参照

④0 高橋亮介二〇一二にも言及がある。また史料としては以下のものである。

『晋書』 卷一百五 石勒載記下

太興二年、勅偽稱趙王、赦殊死已下、均百姓田租之半、賜孝悌力田死義之孤帛各有差、孤老鰥寡殺人三石、大酺七日。依春秋列國・漢初侯王每世稱元、改稱趙王元年。始建社稷、立宗廟、營東西宮。署從事中郎裴憲・參軍傅暢・杜叡並領經學祭酒、參軍續咸・庾景爲律學祭酒、任播・崔潛爲史學祭酒。中壘支雄・遊擊王陽並領門臣祭酒、專明胡人辭訟、以張離・張良・劉羣・劉謨等爲門生主書、司典胡人出入、重其禁法、不得侮易衣冠華族。號胡爲國人。遣使循行州郡、勸課農桑。加張賓大執法、專總朝政、位冠僚首。署石季龍爲單于元輔・都督禁衛諸軍事、署前將軍李寒領司兵勳、教國子擊刺戰射之法。命記室佐明楷・程機撰上黨國記、中大夫傅彪・賈浦・江軌撰大將軍起居注、參軍石泰・石同・石謙・孔隆撰大單于志。自是朝會常以天子禮樂饗其羣下、威儀冠冕從容可觀矣。羣臣議請論功、勅曰「自孤起軍、十六年于茲矣。文武將士從孤征伐者、莫不蒙犯矢石、備嘗艱阻、其在葛陂之役、厥功尤著、宜爲賞之先也。若身見存、爵封輕重隨功位爲差、死事之孤、賞加一等、庶足以慰答存亡、申孤之心也。」又下書祭國人不聽報嫂及在喪婚娶、其燒葬令如本俗。

④1 『晋書』 卷一百七 石季龍載記下

閃躬率趙人誅諸胡羯、無貴賤男女少長皆斬之、死者二十餘萬、尸門諸城外、悉爲野犬豺狼所食。

この事は前掲注④0に見える「国人」という号と併せて、後趙の胡漢分治が「国人」≡胡族、「趙人」≡漢族の二グループから成り立っている事を窺わせる。冉閔が胡族誅殺を行つてゐる事を考えると、「趙人」は少なくとも漢族を多数含む集団であつた事は疑いないであらう。

④② 『太平御覽』 卷四四〇 人事部八一 貞女中 所引『漢趙記』

今上殺晋散騎常侍梁緯、（…後略）

この今上が劉曜を指す事は以下の記事より明らかである。

『晋書』 卷九十六 梁緯妻辛氏伝

梁緯妻辛氏、隴西狄道人也。緯爲散騎常侍、西都陷沒、爲劉曜所害。

④③ 『太平御覽』 卷一七六 所處部四 堂 所引『漢趙記』

劉聰嘉平三年、（…後略）

参考文献

荒木均 二〇〇一 「漢・前趙・後趙における皇帝・天王・大单于」 『青山学院大学文学部紀要』 四三

内田吟風 一九七五 『北アジア史研究 匈奴編』 同朋舎

岡崎文夫 一九八九 『魏晋南北朝通史内編』 平凡社

川本芳昭 二〇〇二 「漢唐間における「新」中華意識の形成—古代日本・朝鮮と中国との関連をめぐって—」

九州大学東洋史論集』 三〇

二〇〇五 『中華の崩壊と拡大』 講談社

二〇〇八 「魏晋南朝の世界秩序と北朝隋唐の世界秩序」 『史淵』 一四五

- 韓狄 二〇〇一 「十六国时期的“单于”制度」『内蒙古大学学报(人文社会科学版)』第三卷 第五期
- 五胡の会編 二〇一二 『五胡十六国覇史輯佚』燎原
- 周偉洲 二〇〇六 『漢趙国史』広西師範大学出版社
- 園田俊介 二〇〇四 「南北朝時代における匈奴劉氏の祖先伝説とその形成」『中央大学大学院研究年報 文学研究科編』三四
- 高橋亮介 二〇一〇 「後趙石勒の仏教受容について」『龍谷大学大学院文学研究科紀要』三二一
- 二〇一二 「石虎の崇仏とその時代」『東洋史苑』七八
- 谷川道雄 一九九八 『増補 隋唐帝国形成史論』筑摩書房(非増補版一九七一年)
- 陳勇 二〇〇九 a 『漢趙史論稿—匈奴屠各建国的政治史考察』商務印書館
- 二〇〇九 b 「漢趙国胡与屠各分治考」『民族研究』二〇〇九年第三期
- 二〇一〇 『「資治通鑑」十六国資料積証 漢趙、後趙、前燕国部分』中国社会科学出版
- 陳琳国 二〇一〇 『中古北方民族史探』商務院書館
- 東木政一 一九七一 「匈奴国家「漢」の成立とその発展—胡王国の一例—」『淑徳短期大学学报』一〇
- 一九七二 「匈奴国家「漢」の国家の性格—胡王国の一例—」『淑徳短期大学研究紀要』一一
- 福原啓郎 一九九五 『西晋の武帝司馬炎』白帝社
- 町田隆吉 一九八〇 『漢趙記—佚文考—唐修「晋書」の一側面—』『東洋史論』一
- 三崎良章 二〇一二 『五胡十六国 中国史上の民族大移動【新訂版】』東方書店(非新訂版二〇〇二年)
- 羅新 二〇〇四 「十六国北朝的五德歴運問題」『中国史研究』二〇〇四年第三期
- 劉学鈞 二〇〇一 『五胡史論』南天書局

【付記】 本稿は二〇一二年八月の立命館東洋史学会及び、二〇一三年二月の六朝史研究会における口頭発表を基にしたものです。その席上において多くの貴重な御意見、御質問を賜りました皆様、平素より熱心に御指導いただき松本保宣先生に改めて御礼申し上げます。

(本学大学院文学研究科博士前期課程二回生)

【漢・前趙・後趙簡易年表（劉淵独立～石勒皇帝位即位）】

西暦	月	晋	漢	前趙	後趙
304年	8月		劉淵が大単于を名乗る		
304年	10月		劉淵が漢王となる		
308年	10月		劉淵が漢皇帝となる		
310年	7月		劉聡が大単于となり、単于台が平陽の西に置かれる		
310年	7月		劉淵が崩御、子の劉和が継ぐ		
310年	7月		劉淵の子の劉聡が劉和を殺し即位		
311年	6月	漢が西晋懷帝を捕える（永嘉の乱）	漢が西晋懷帝を捕える（永嘉の乱）		
313年	1月	劉聡が懷帝を殺す	劉聡が懷帝を殺す		
313年	4月	西晋愍帝即位			
314年	1月		注⑱制度整備		
314年	6月	漢が長安攻略に失敗	漢が長安攻略に失敗		
314年	7月	再び漢が長安攻略に失敗	再び漢が長安攻略に失敗		
316年	11月	愍帝が漢に降伏し西晋が滅ぶ	愍帝が漢に降伏し西晋が滅ぶ		
318年	3月	元帝司馬睿が即位し東晋興る			
318年	6月		劉聡が崩御、子の劉粲が皇帝位を継ぐ		
318年	8月		靳準がクーデター		
318年	10月		劉曜が漢皇帝となる		
318年	12月		靳準の乱が収束		
319年	3月		劉曜と石勒が仲違い		劉曜と石勒が仲違い
319年	6月			劉曜が国号を趙とする	

前趙と後趙の成立 小野響

319年	10月				石勒が趙王となる
325年	6月			劉曜が子の劉胤を大単于とし、単于台を渭城に置く	
328年	12月			石勒が劉曜を捕え殺す	石勒が劉曜を捕え殺す
329年	9月			前趙が滅亡	
330年	2月				石勒が大趙天王となる
330年	9月				石勒が皇帝となる

※日月不明記事の前後関係は『晋書』や『資治通鑑』の記載順序などより決定した